

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公契約審議会		
開催日時	令和6（2024）年1月25日（木） 午後2時から午後3時15分まで		
開催場所	みよし市役所3階 301会議室		
出席者	【委員】 望月恒男会長、鈴木智洋委員、加藤哲司委員、 野澤雄二委員、近藤邦博委員、湊裕委員 【事務局】 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、 森田主幹、水野副主幹、柴田主査、畔柳技師、藤島主事		
次回開催予定日	令和6（2024）年9月頃		
問合せ先	事務局（総務課） 担当 水野 電話 0561-32-8006（直通） メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第5号の規定による
審議経過	1 開会 ○総務課長；只今より、令和5年度第1回みよし市公契約審議会を始めさせていただきます。 2 委員委嘱 ○総務課長；初めに、市長より委嘱状の交付を行います。 （市長から全委員へ委嘱状交付） 3 市長挨拶 ○市長；公契約審議会第1回目ということで、皆様大変お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。 委員の皆様方におかれましては昨年の1月から、公契約条例の制定に向けて慎重な議論をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。 おかげさまで昨年の12月議会で条例は成立、可決をいたしましたので、2月1日からの施行ということで今準備を進めさせております。 その執行に当たって、労働報酬下限額の設定について、皆様に諮問をさせていただき、答申をいただく予定をしております。 大変重要な内容になる審議会でありますので、皆様から		

率直で活発な御意見をいただきたいと思いますと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

4 みよし市公契約審議会について

○総務課長；公契約審議会について説明します。

この公契約審議会は、みよし市公契約条例第15条により、令和5年12月20日に設置されたみよし市の附属機関です。労働報酬下限額のほか、公契約の実施状況及び公契約条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議する附属機関となります。

お手元の資料の1ページから12ページまでに、条例と規則を掲載しています。審議会に会長を置くこと、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないことなど、審議会の運営についての条項を、規則に追加で定めています。

5 会長の選任について

○総務課長；みよし市公契約条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、会長の選任をお願いしたいと思います。委員の互選により定めることとなっていますので、委員の皆様より御意見をいただきたいと思います。

○鈴木委員；望月委員を推薦します。

○総務課長；ただいま、望月委員を御推薦いただきましたが、他に御意見ございませんか。

○総務課長；他に御意見ございませんので、望月委員に会長をお願いしたいと思います。望月委員よろしいでしょうか。

○望月委員；承諾

（全員一致で望月委員を会長に決定）

○総務課長；それでは、望月委員は、会長席に移動をお願いします。

ここで望月会長から御挨拶をいただきたいと思います。

○望月会長；審議会の委員長を務めさせていただくことになりました望月です。よろしくお願いいたします。昨今契約に関しましては、社会経済的に憚ってか、非常に重要な事項となっております。とりわけ、諮問事項に関してはこの審議会でも慎重かつ十分な審議を尽くしたいと思っていますので、各委員の方々もよろしくお願いいたします。

○総務課長；ありがとうございました。

6 労働報酬下限額の設定について（諮問）

○総務課長；条例に基づき審議会への諮問事項でございますので、市長より諮問事項を会長へ手渡ししていただきます。

（諮問を読み上げ、市長から望月会長へ渡す）

○総務課長；ここで、市長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（市長退席）

7 審議事項

○総務課長；それでは、審議に移りたいと思います。諮問事項について、ご審議いただきたく存じます。

みよし市公契約条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。望月会長よろしくお願いいたします。

○望月会長；それでは、議事を進めさせていただきます。審議事項「労働報酬下限額の設定について」、ですが、契約の種類や内容に応じて下限額の設定方法が違うようですので、順番に説明し、審議していきたいと思います。

【以下、非公開のため要約】

（1） 工事及び製造の請負契約

① 公共工事設計労務単価を勘案した下限額の割合の設定について

○事務局；工事及び製造の請負の労働報酬下限額については、一番多くの自治体が設定している設計労務単価の90%としたい。

○委員；下請業者、孫請業者等すべての下請まで同じ割合で行わなければならないのであれば、90%という基準は非常に厳しいと思う。

○委員；90%としている自治体の多くは関東圏であり、みよし市とは地域特性が異なる考える。

○委員；随時見直しできるのであれば、80%からスタートし、慎重に段階的に様子を見ながら引き上げをしていくのが良いのではないか。

→工事及び製造の請負契約の労働報酬下限額については、愛知県の公共工事設計労務単価の100分の80を乗じて得た金額とすることが妥当であるということで決定した。

② 「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の下限額の設定について

○事務局；単価設定がされていた最終年度3年間における当該業種の労務単価と同時期の「普通作業員」を比較した平均比率を算出し、現段階における普通作業員の単価に比率を乗じた額としたい。

→事務局案どおりで決定（委員意見なし）

③ 見習い、手元等として使用者が判断する人、年金等の受給のため労働の対価を調整している人下限額の設定について

○事務局；見習い、手元等、また、年金等の受給のため、労働の対価を調整している人下限額は設定することとし、軽作業員の労働報酬下限額の70%としたい。

→事務局案どおりで決定（委員意見なし）

（2） 業務委託契約等及び指定管理協定

① 地域別最低賃金を基準とした労働報酬下限額の設定について

○事務局；全国的な平均としては最低賃金プラス54円となっており、ハローワーク豊田の求職者の希望する賃金が、プラス53円と、近い数字であることから、市としては、最低賃金に54円上乗せすることとしたい。

○委員；全国の平均値を採用すると、今後みよし市は全国の平均値が変われば見直すということになってしまうので、求職者希望賃金を指標としたほうがいいのではないかな。

○委員；雇う側からすると、もうすこし低くしてもいいという思いもあるが、時給などはある程度高くしないと雇用を希望してくれる人が少なくなってしまうという懸念もある。

○委員；今回は初年度のため、なにかしらの基準を決めて、次年度以降は実績を踏まえてさらに精査していくことが望ましい。

→事務局案どおりで決定

② 見習い、手元等として使用者が判断する人、年金等の受給のため労働の対価を調整している人下限額の設定について

○事務局；業務委託等と指定管理の見習い、手元等の下限額は、設定しないこととしたい。

○委員；最低賃金を超えることは当然であり、法の下に保証されているため、設定しないこととすることで問題ないと思う。

→事務局案どおりで決定

8 その他

○総務課長；8 その他について、事務局から説明します。

（１）労働報酬下限額の取り扱いについて

○事務局；まず①について、特定公契約の対象期間が複数年度にまたがる場合は、契約締結以降に労働報酬下限額が改定された場合でも、その適用を受けず、履行等が終了するまで当初の労働報酬下限額を適用することとしたいと思います。ただし、期間中に労働報酬下限額を最低賃金が上回ってしまった場合には、最低賃金を支払わなければならないこととします。

次に、②ですが、2月の中旬あたりに、令和6年4月1日から適用される公共工事設計労務単価が公表される予定です。今回、決めていただいた労働報酬下限額については、令和5年度の案件に適用させる金額とし、新しい設計労務単価が発表されたら、その労務単価を基準とした額で計算し、再度告示することとさせていただきたいと思います。

（２）公契約審議会の今後の開催時期について

○事務局；設計労務単価は、毎年2月中旬頃、最低賃金は毎年8月から9月頃には発表があるため、その時期に合わせて、9月中旬と、2月下旬の年2回の開催としたいと思います。

今回御審議いただき労働報酬下限額が決定しましたので、手引書に下限額を挿入し、委員の皆様にも郵送させていただきます。

以上です。

○総務課長；他に御意見、御質問等ありますでしょうか。ないようでしたら、8 その他 については終了とします。

9 労働報酬下限額の設定について（答申）

○総務課長；それでは、望月会長から答申をお願いします。

○望月会長；それでは、答申します。令和6（2024）年1月25日付5み総第367号で諮問のあった労働報酬下限額の設定について、みよし市公契約条例第6条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

1 工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額

令和5年度の公共工事設計労務単価で設定されている49

	職種については、労働報酬下限額を、それぞれの単価額に100分の80を乗じて得た金額とするのが妥当である。 2 業務の委託に関する契約、労働者派遣契約及び指定管理協定の労働報酬下限額 愛知県の地域別最低賃金に54円上乗せした金額とするのが妥当である。 (望月会長から市長へ答申書を渡す) ○市長;望月会長始め委員の皆様方、大変慎重な審議を賜りましてありがとうございました。 答申をいただきました内容に沿って、手続きの方を進めさせていただきたいと思っております。 本日は大変お忙しい中、審議を賜り改めて感謝申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。 ○総務課長;それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回みよし市公契約審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しいところありがとうございました。
--	---